

建設業者各位

つがる市財政部管財課

社会保険等未加入建設業者の排除等について

つがる市では、建設業の持続的な発展に必要な人材確保や法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

特に、社会保険等未加入建設業者におかれましては、趣旨をご理解いただき、早期の加入に努められますよう、お願いいたします。

記

◇入札参加資格者（元請業者）について

平成30年4月1日以降契約する建設工事から社会保険等未加入業者（適用除外除く）の入札参加を認めないこととします。

◇入札参加資格審査申請について

今後申請の「入札参加資格審査申請（定期受付・随時受付）」については、社会保険等未加入業者（適用除外除く）である場合、受理しないこととします。

※次回の建設工事の入札参加資格審査申請（定期受付）は平成30年1月～2月です。

◇今後の対応

社会保険等未加入業者との一次下請契約の禁止について

平成29年度中に契約約款を改正し、平成30年4月1日から適用する予定です。

※改正内容は改めて周知します。